

次期消費者委員会への移行に当たっての留意事項 (案)

令和5年8月 日
消費者委員会事務局

第7次消費者委員会は、令和3年9月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行ってきたが、この8月末に任期満了を迎える。この間、建議や提言、意見等を計12件、諮問に応じた答申を計19件発出し、これらを受けて、関係行政機関等において制度の見直しや運用の改善が図られるなど、確かな成果が得られたところである。

他方、継続的な取組やフォローアップ等が必要な課題、第7次委員会の任期中では十分に審議を尽くせなかった課題、第8次委員会の発足後に新たに対応が必要となることを見込まれる課題等も存在する。

このため、第7次委員会としては、この9月に発足する第8次委員会において、これらの課題への適切な対応のため、下記の点に留意して調査審議を行っていただくことを期待する。

1 消費者委員会の運営について

- 消費者委員会が独立して消費者行政全般について監視機能を十分に果たし、積極的に建議等を発出することが重要である。この機能を十分に果たすため、消費者委員会における議論の透明性の向上、消費者委員会と関係行政機関、国民生活センター等との意見交換等の連携を一層強化するように努めること、消費者委員会に寄せられた意見への対応等の消費者委員会の運営の在り方について検討することが重要である。
- 様々な団体等との意見交換会の開催を通じ、地方公共団体、地方・地域の関係団体、若年層から高齢者まで幅広い世代等から直接意見を聴取することにより、消費者問題の現場との結び付きの強化を継続的に図ることが重要である。
- テレビ会議システムを活用し、オンライン出席と対面出席を併用しながら、活発な調査審議を実施することが重要である。
- 消費者委員会の活動やその成果等の認知度を向上させるため、広報の取組について、新たな広報手段の活用等を含めた工夫を図ることが重要である。
- 上記を担保するため、事務局体制についても引き続き充実・強化を図ることが重要である。

2 下部組織の運営について

次に挙げる専門調査会及び部会について、第8次消費者委員会の発足後、審議体制を整備することが必要である。また、新たに専門的な事項を調査審議する場合には、必要に応じ、既存の下部組織を再開もしくは新たな下部組織を設置していただきたい。

(1) 公共料金等専門調査会

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた課題を検討するため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(2) 食品表示部会

食品表示法及び食品衛生法に基づく食品の表示基準の改正等に向けて消費者庁から諮問を受けた際への対応のため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(3) 新開発食品調査部会、同第一調査会

特定保健用食品の表示の許可に関し、消費者委員会は、消費者庁から恒常的に諮問を受けることから、諮問に応じた調査審議の実施体制を常時備えている必要がある。

3 当面の主要課題

次に挙げる課題について、既存の下部組織等の再開や新たな下部組織の設置を含めて、関係行政機関の取組の監視等を行う必要がある。

(1) 建議、意見等のフォローアップ

- 令和5年8月に発出した「チャットを利用した勧誘の規制等の在り方に関する意見」及び「多数消費者被害に係る消費者問題に関する意見」への対応状況について、取組をフォローアップする必要がある。
- 令和4年9月に発出した建議「SNSを利用して行われる取引における消費者問題に関する建議」への対応状況について、必要に応じて取組をフォローアップする。
- 令和5年8月に公表した「消費者団体の現状及び今後に向けた論点整理」を踏まえ、消費者団体の活動の環境整備等について注視し、必要に応じ調査審議を行う。

(2) デジタル取引に関わる消費者問題

- 令和4年5月に施行された取引デジタルプラットフォーム消費者保護法の施行後の状況を注視するとともに、附帯決議で指摘された事項（C to C取引への対応、SNSを利用して行われる取引における消費者被害の実態把握等）への取組状況について、フォローアップする必要がある。

- 急速なデジタル化とこれに伴う多様な消費者問題への対応、デジタル化の進展による新たな課題（生成A I、メタバース等）について、先手先手で対応することが重要であり、関係行政機関の取組を注視し調査審議していくことが必要である。
- デジタル・リテラシーに関しては様々な課題があり（デジタル取引に伴う消費者トラブルから自らを守るための知識を持つこと、個人情報に配慮しセキュリティやリスクを自ら管理・配慮する意識をもつこと、大量の情報に対する批判的思考力や、情報モラルを身に付ける等）、こうした課題への取組状況を注視する必要がある。

（3）特定商取引法

- 令和5年6月に施行された特定商取引法の契約書面等の電子化について、施行2年後の見直しの対応状況について注視し、「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」（令和3年2月4日）及び「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部改正についての答申」（令和5年1月20日）の附帯意見を踏まえた取組をフォローアップする必要がある。
- 特定商取引法について、これまでの国会附帯決議等を踏まえて不断の見直しを行う必要があることから、その取組状況を注視する必要がある。

（4）消費者法の在り方

- 令和5年7月に消費者庁から公表された「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理」では、消費者を取り巻く取引環境の変化として、高齢化の進展による認知機能が不十分な消費者の割合の拡大、デジタル化やA I等の技術の進展により人間の限定合理性や認知バイアス等が容易に攻撃され消費者に不利益で不公正な取引が広範に生じやすい状況の発生、消費者が国境を越えて取引する消費者取引の国際化が急速に普遍化していること等が指摘されている。こうした状況に対応するため、消費者法を理念から見直し、その在り方を再編し拡充するための検討が必要との指摘がなされており、こうした視点も踏まえつつ調査審議を行う必要がある。

（5）脆弱な消費者の保護

- 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、若年者への実践的な消費者教育が実施されてきたところであるが、引き続き若年者の消費者被害防止や自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者の育成のため、成年になる前に全ての若年者が適切な行動を身に付けられるよう、取組の実施状況を注視する必要がある。
- 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題への対応について、平成

29年1月に消費者委員会から「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を发出しているほか、令和5年8月に総務省から「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」とそれに基づく通知が发出されている。成年後見制度に係る課題への対応状況も含め、こうした問題への取組状況を注視する必要がある。

(6) 消費者市民社会の推進

- 消費者市民社会の一員としての行動は、SDGs、エシカル消費、サステナブルの考え方と目指す方向性が同じであり、消費者が、自らの行動が社会・経済及び地球環境等により良い影響を与えることを認識し、「自立した消費者」として考え、行動できる消費者市民社会の形成を目指すことが促進される取組について注視していくことが必要である。
- 被害に遭わない消費者であることにとどまらず、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成する消費者教育が重要であり、その取組について注視していくことが必要である。

(7) 第5期消費者基本計画（令和7年度～11年度）

- 消費者庁等の検討状況も踏まえつつ、消費者政策全体について幅広く調査審議する必要があることから、消費者委員会においても、早めに調査審議に着手していくことが必要である。
- 施策の効果検証について、PIO-NET データはもとより、SNS のビックデータ等各種データを用いた分析による消費者被害・実態の把握を行う等、消費者政策における EBPM を推進していくことが必要である。

(8) 公共料金のフォローアップ等

- 第7次に発出した答申等（令和4年11月電力託送料金の妥当性についての答申、令和5年5月電力市場における競争環境整備に向けた緒課題についての答申、令和5年5月特定小売供給約款の変更認可申請に関する消費者委員会意見）に関する対応状況について、必要に応じフォローアップを行う。
- 令和4年11月に行われた東京都特別区・武三地区タクシー運賃改定や令和元年10月に行われたJR北海道運賃改定について、その後の状況を関係行政機関からヒアリングする等フォローアップを行う必要がある。
- 小売自由化が行われた電力・ガス市場については、制度自体が複雑になっており消費者におけるエネルギー問題等への関心を醸成することが重要なことから、消費者自らが学び、知識、判断力、交渉力を身につけることができるよう消費者に対する情報提供が行われているかなど、その取組を注視することが必要である。

(9) 地方消費者行政の強化

- 令和2年度～6年度を対象期間とする地方消費者行政強化作戦の達成状況

を含め地方消費者行政強化の取組について注視し、強化作戦の7年度以降の方向性についても注視することが必要である。消費生活相談のデジタル化については、地方公共団体においても実効的なものとなる必要があることから、地方公共団体への情報提供や意見聴取が十分に行われているか、地方公共団体の準備期間が確保されているか等について注視していく必要がある。

(10) 食品ロス削減、食品表示の在り方

- 令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく取組を注視する必要がある。また、「食品表示の全体像に関する報告書」への対応（一括表示の視認性向上、WEBを活用した食品表示の在り方に関する検討等）、原料原産地表示制度の導入効果の検証等を必要に応じ行う。さらに、国際基準との整合性を踏まえた食品表示の在り方について、その取組を注視していく必要がある。

(11) 消費者安全、製品安全の見直し

- 消費者安全の観点からは、製品安全4法（※）の課題整理及びその対応策に関する検討が行われ、令和5年6月に経済産業省から報告書が公表されていることから（「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会報告書」）、法制化の方向等を含めその動きを注視する必要がある。

※「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「消費生活用製品安全法」

(12) 公益通報者保護法

- 令和4年6月に施行された公益通報者保護法の改正後の状況について、令和2年改正の附則に規定された公益通報者に対する不利益取扱いに対する是正措置及び裁判手続きにおける請求の取扱い等の検討状況を含め、ヒアリングを行うなど注視する必要がある。

(以上)